

仕 様 書

1 委託事業名

令和2年度フレイル対策モデル事業における効果検証等に係る業務

2 実施期間

令和2年11月4日から令和3年3月31日(※1)

※1 開始時期については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ、本市と十分な協議の上、決定することとする。

3 履行場所

京都市内

4 事業概要

参考資料に記載のとおり

5 委託内容

(1) 効果検証に係る業務

ア 体力測定機器の確保及び測定作業等の支援

本事業の効果検証等を目的に、地域介護予防推進センター(以下、「推進センター」という。)で実施する体力等の測定において、下欄に示す項目のうち、⑨の測定に必要な機器を確保のうえ、推進センター職員が当該機器を用いた測定ができるよう、支援(操作方法に関するマニュアル作成、機器の初期設定・保守等)を行う。

なお、体力等測定対象者は延べ100人程度を想定している。測定の支援頻度等については、本市と十分に協議を行い、決定することとする。

【測定等実施項目の想定】

- ① 「後期高齢者の質問票」を基本とする質問調査(※2)
- ② 10食品群摂取状況調査
- ③ BMI
- ④ 全身筋肉量
- ⑤ 握力
- ⑥ TUG(Time Up and Go:立ち上がりと歩行時間に関するテスト)
- ⑦ CS30(30秒椅子立ち上がりテスト)
- ⑧ オーラルディアドコキネシス(「パ」「タ」「カ」テスト)
- ⑨ 歩行状態(※3)
- ⑩ その他体力測定(開眼片足立ち、5m通常歩行等)

<新型コロナウイルス感染症対策の観点から、一部の測定項目については測定しない場合もある。>

※2 想定している項目は別添のとおりである。

※3 「NEC 歩行姿勢測定システム」相当機器により測定するもの（特段の機器を装着することなく、センサー機器に向かって歩行することのみにより、歩行速度や歩幅、頭・肩の揺れや傾き、腕・肘の振りの状態などを同時に計測し、数値化するとともに、測定した歩行姿勢をモニター上でアニメーションとして参照できる機器により測定するもの。また、同機器は測定値を同年代の数値と比較し、各自の歩行状態を分析・評価することができる機器であることを要件とする）。

なお、歩行状態の測定に際して、パソコン等の機器が必要な場合は、測定に必要な機器一式を確保するものとし、複数の会場で円滑な実施ができるよう、4式確保することを想定する（パソコンについては様々な環境での使用が想定されることから、ノート型とし、測定作業に十分に耐える仕様を有するものとする）。

イ 測定結果の集約

体力等測定値（前項に示す①～⑩の項目により得られる測定値等）について、ICT技術を活用するなど、体力測定値等の入力に関する作業負荷や必要経費を低減することができる手法によりデータ化を行ったうえで、集約を行う。

ウ 測定結果に係る分析・効果検証等

集約した測定値について整理・分析等を行い、本事業参加者の特徴を整理するとともに、参加者への事業前後の測定値の比較等を行うことで、効果検証等を行う。また、対象グループや対象者がより意欲的に介護予防に取り組めるよう、集計及び分析結果をフィードバックする方法についても検討を行う。

(2) 推進センター職員及び医療専門職等を対象とした研修に係る業務

本事業の質の向上や事業関係者の資質の向上を図るため、推進センター職員や本事業に参画した医療専門職（管理栄養士，歯科衛生士，リハビリテーション専門職等）等に向けて実施する研修会に参加し、必要な資料等を準備のうえ、本事業の体力測定結果等を紹介することとする。研修会は、契約期間中に5回程度を想定する。

また、推進センター職員や本事業に関わる専門職等が、体力測定値等の情報を事業に効果的に活用できるよう、データ活用に関するワークショップ等を企画・運営するものとし、同ワークショップの開催回数は契約期間中1回程度を想定する（上記の研修会と併せて実施することを想定する）。

研修会場の確保（会場費や講師謝礼の支払い含む）については本市が行うこととし、研修の具体的内容や開催時期については、本市と十分に協議のうえ、決定することとする。

(3) 効果検証等に係る報告書の作成

「(1) 効果検証に係る業務」及び「(2) 研修の実施等に係る業務」に係る報告書を作成し、本市に提出する（紙媒体3部，電子媒体1部）。

(4) 地域課題の分析等のための体力測定値の蓄積・共有等に関する環境の提案

推進センターで実施した体力測定値について、実際の推進センターでの活用を想定したうえで、体力測定値を蓄積・整理、分析・可視化等を行うことで、本市及び推進センター間での情報共有を円滑にするとともに、地域課題の分析や地域課題に応じた事業内容の検討等に活用できる環境(※4)を提案・検証し、(3)の報告書とは別に、同環境に関する定義書を本市に提出する(紙媒体3部、電子媒体1部)。

なお、測定を受けた者の全体的な傾向や集団ごと(センターごとやグループごと等)の特徴を把握できるとともに、同一対象に関する体力測定値等の経過を追えるような環境について提案を行うこととし、本市と十分に協議のうえ、内容を決定することとする。

※4 クラウドシステム等のICT技術を活用し、携わる職員の負担や必要な費用(設置や保守など)を低減するものであることとする。

なお、仕様については本市と十分、協議を行うこととし、クラウドを活用する場合は、推進センターの利用者についてはID等により識別することとし、クラウド上で個人情報を取り扱うことのない仕様とする。

6 留意点

(1) 実施内容については、本市と十分に協議を行うこととし、受託者からの企画提案を基に、本市の意見を反映させ、実施内容を決定すること。

具体的には、事業の進捗状況等を確認するため、月に1回程度(1回当たり1時間30分程度。オンライン形式も可)は打合せを行うこととし、必要な資料は随時作成することとする。

また、必要に応じて、推進センター情報交換会(契約期間中に2回の実施を予定)への出席を求める場合がある。

(2) 京都市契約事務規則等の関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に業務を遂行すること。

7 委託料

委託料の支払いは、事業完了後の精算払いとする。

なお、5(4)に係る委託料は、500万円未満とする。

8 著作権

本業務の履行に当たり生じた成果物(印刷物、図、写真、事業実績報告書など)については、本市に著作権を譲渡するものとする。

9 特記事項

(1) 受託者は、契約期間を通じて当該委託業務を担当し、業務を円滑に進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、本市からの問合せに対して、速やかに対応できる複数の連絡先や体制を確保し、回答については文書(電子メールも可)により行うこと。

(2) 受託者は、業務の遂行に当たり、本市や関係者(推進センター職員等)と適宜打合せを行い、

効率的かつ迅速な業務の遂行に努めること。

- (3) 受託者は、当該委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (4) 業務委託期間の満了後及び契約が解除された場合においては、個人情報も含め、本業務を受託したことによって知り得た情報（帳票及び磁気媒体）を速やかに破棄すること。
- (5) 当該委託業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に本市に書面による承諾を受けなければならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。